

公募型プロポーザル実施の公示

2021年7月26日

関西広域文化観光資源活用地域活性化実行委員会
(事務局：一般財団法人関西観光本部)

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業
「関西キッズ伝統文化プログラム 2021」実施事業

(2) 事業の目的

コロナ禍により各種イベントが中止・延期され、子どもたちのリアルな交流・体験機会が大幅に失われているなか、伝統文化に触れるリアル体験型イベントを開催するとともに、各地で開催されている伝統文化にまつわる親子教室やイベントの情報を集約してWEBで発信することを通じ、子どもたちが伝統文化に触れる機会や習得機会の増大を図ることを目的とする。

(3) 事業の概要

①リアル体験型イベントの開催

伝統文化等の体験やステージ上での実演など、1日体験型のリアルイベントを開催する。

開催日：10～12月頃

開催エリア：大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀、徳島、鳥取の8府県にて各1回以上

②ホームページ制作、運営、広報

本事業の公式ホームページを制作し、リアル体験型イベント時のアーカイブ配信や、各地で開催されている親子教室イベント情報を収集の上掲載し情報発信を行う。

③その他

※事業の詳細については、添付の募集要領・仕様書に記載のとおり。

(4) 委託金額の上限

20,819,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部内 関西広域文化観光資源活用地域活性化実行委員会

担当 野村・松岡

メールアドレス：koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間: 2021年7月26日(月)から2021年7月30日(金)17:00まで。

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

募集要領

URL1: <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/07/募集要領.pdf>

仕様書

URL2: <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/07/仕様書.pdf>

評価要領

URL3: <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/07/評価要領.pdf>

評価基準

URL4: <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/07/評価基準.pdf>

様式 1~5

URL5: <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/07/応募書類様式 15.docx>

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2021年8月6日(金) 17:00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。

募集要領に基づき正本1部(社名あり)・副本3部(社名なし)提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2021年7月30日(金)17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL: <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

- ① 受託候補者の名称及び総合点
 - ② 参加者の名称
- (8) 事業の詳細は募集要領による。

以上